

## 国立大学法人九州大学の役職員の報酬・給与等について

### 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当(賞与)において、総長は、国立大学法人評価委員会が行う前年度の業績評価の結果及び業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、期末特別手当の額を10/100の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

#### 役員報酬基準の改定内容

法人の長 { H17.12.1より、本給月額について0.3%の引き下げとなる改定を行った。 }

理事 { 法人の長に同じ。 }

理事  
(非常勤) { 改定なし }

監事 { 法人の長に同じ。 }

監事  
(非常勤) { 改定なし }

#### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 23,056	千円 15,596	千円 6,524	千円 936 (都市手当)		
理事 (8人)	千円 140,703	千円 92,694	千円 40,791	千円 5,562 (都市手当) 960 (通勤手当) 696 (単身赴任手当)	11月7日 2名	11月6日 2名
監事 (1人)	千円 14,007	千円 9,384	千円 3,925	千円 563 (都市手当) 135 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	千円 3,721	千円 3,672	千円	千円 49 (通勤手当)		

注) 「都市手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する常勤の役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要
	千円	年	月			
法人の長						該当者なし
理事A	千円 2,477 (57,200)	年 1 (34)	月 8 (7)	平成17年 11月6日		年度計画の進捗状況及び業務の実績に関する評価について総長に諮った結果、額の増減は行わないことを決定した。
監事	千円	年	月			該当者なし

注) 理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

## 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

人件費については、平成16年3月末の定員を基礎として定めた人員を基に全学における年間の人件費を算出し、その算出された範囲内で運用する。

運用に当たっては、全学における人員配置と人件費の計画・管理を一体的に行うため、全学的委員会の人件費委員会において、月別・職種別人件費の執行状況を把握し、適正かつ効率的に行う。

#### 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を参考にしつつ、本学の現在及び将来の財政状況を考慮した上で決定している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、現に受けている基本給についての昇給・昇格・降格及び6月・12月に支給する賞与における支給割合の増減を行っている。

#### (能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及び基準日前1月以内に退職した職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給割合を決定し、支給する。
昇給	1年間(原則)の勤務成績が良好であると認められる者は、1号上位の号に昇給させることができる(55歳を超える職員を除く。)
特別昇給	勤務成績が特に良好であると認められる者、教育研究上顕著な業績をあげたもの、免許・資格等の取得等により向上が認められる者等については、1号以上上位の号に昇給させることができる。
昇格・降格	昇格:勤務成績が良好であり、かつ国家公務員の給与法に準拠した基準を満たす者で、職務能力等が適当と認められる者については、上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績の不良等により、現在の職務の級が不相当と認められる者については、下位の職務の級に決定することができる。

#### ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

##### H17.10.1改正

- ・ 入試業務に従事した職員に対して支給する入試手当を新設
- ・ 学位論文の調査委員となった職員が論文の調査等を行った場合に支給する学位論文調査手当を新設
- ・ 基準日(11月1日)に農学部附属演習林北海道演習林に勤務する職員に支給する遠隔地手当を新設
- ・ 寒冷地手当について、一括支給から、11月から翌年3月までにおける各月支給に変更するとともに、支給額の引き下げを行った。

##### H17.12.1改正

- ・ 基本給について0.3%の引き下げとなる改定を行った。
- ・ 配偶者に係る扶養手当の月額を13,500円から13,000円に引き下げた。
- ・ 初任給調整手当の月額を最高200円引き下げた。

## 2 職員給与の支給状況

### 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	3,821	43.9	7,482	5,411	110	2,071
事務・技術	1,004	42.2	5,831	4,281	138	1,550
教育職種 (大学教員)	1,999	47.0	9,201	6,598	109	2,603
医療職種 (病院看護師)	571	36.0	5,140	3,779	61	1,361
技能・労務職種	52	56.1	5,818	4,236	126	1,582
専門行政職種	6	42.0	5,406	4,007	145	1,399
医療職種 (病院医療技術職員)	182	40.5	5,672	4,158	114	1,514
その他医療職種 (医療技術職員)	4	46.3	5,481	4,001	83	1,480
その他医療職種 (看護師)	3	46.8	6,045	4,401	102	1,644
再任用職員	7	61.5	3,462	2,937	199	525
事務・技術	7	61.5	3,462	2,937	199	525
非常勤職員	239	42.3	4,342	3,788	57	554
事務・技術	74	53.8	4,163	3,041	115	1,122
教育職種 (大学教員)	4	39.0	7,070	5,070	198	2,000
医療職種 (病院医師)	4	34.8	2,722	2,722	6	
医療職種 (病院看護師)	1					
技能・労務職種	20	53.2	4,112	3,005	93	1,107
医療職種 (病院医療技術職員)	16	26.8	3,609	2,684	121	925
その他医療職種 (看護師)	1					
その他教育職種 (研究員)	117	35.6	4,518	4,518		
その他	2					

注)1 人員及び平均年齢は平成18年4月1日現在( )において同じ。)

注)2 17年度に給与を減額されことなく支給された職員で、18年4月1日に在職している者についての状況を記載(以下、 )まで同じ。)

注)3 「平成17年度の年間給与額(平均)」には、1年間に支給された給与額(時間外手当を除く。)の平均を記載

注)4 「常勤職員」については在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注)5 「再任用職員」とは、定年等による退職後、再採用されている職員をいう。

注)6 「非常勤職員」は、常勤職員と同じ勤務時間数(週40時間)で、かつ、注)2の要件を満たす者を対象としている。

注)7 「専門行政職種」とは、高度な専門的業務を行う職種を示す。

注)8 「その他医療職種(看護師)」とは、病院以外の施設に勤務する看護師をいう。

注)9 「その他医療職種(医療技術職員)」とは、病院以外の施設に勤務する医療技術職員(放射線技師等)をいう。

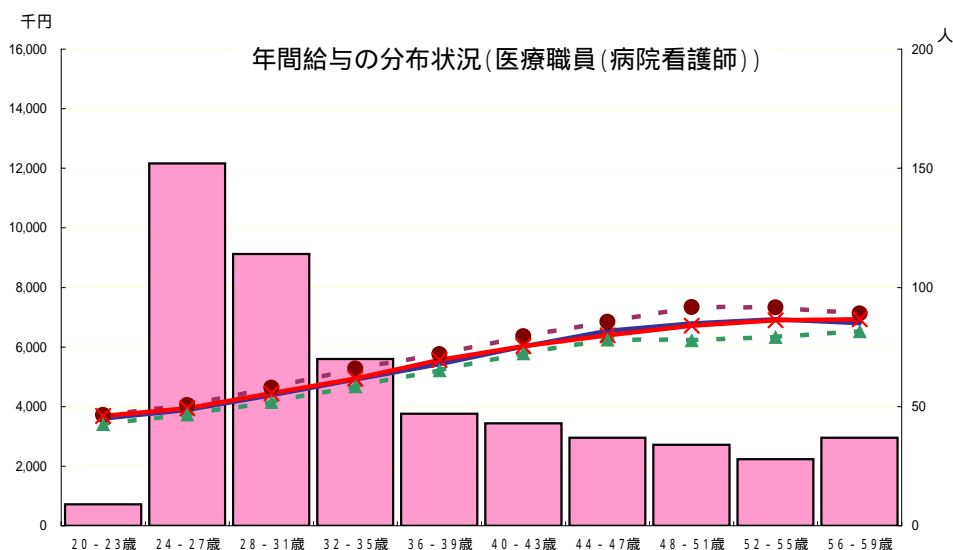
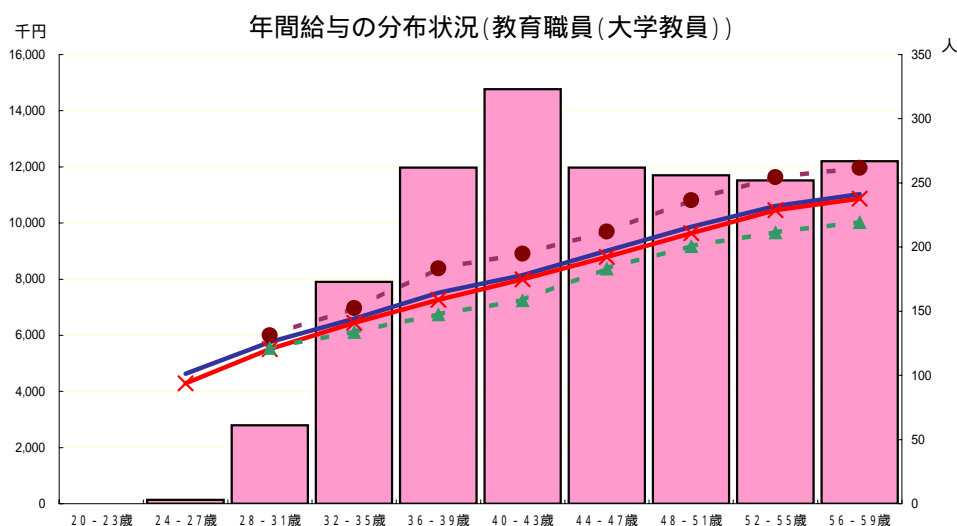
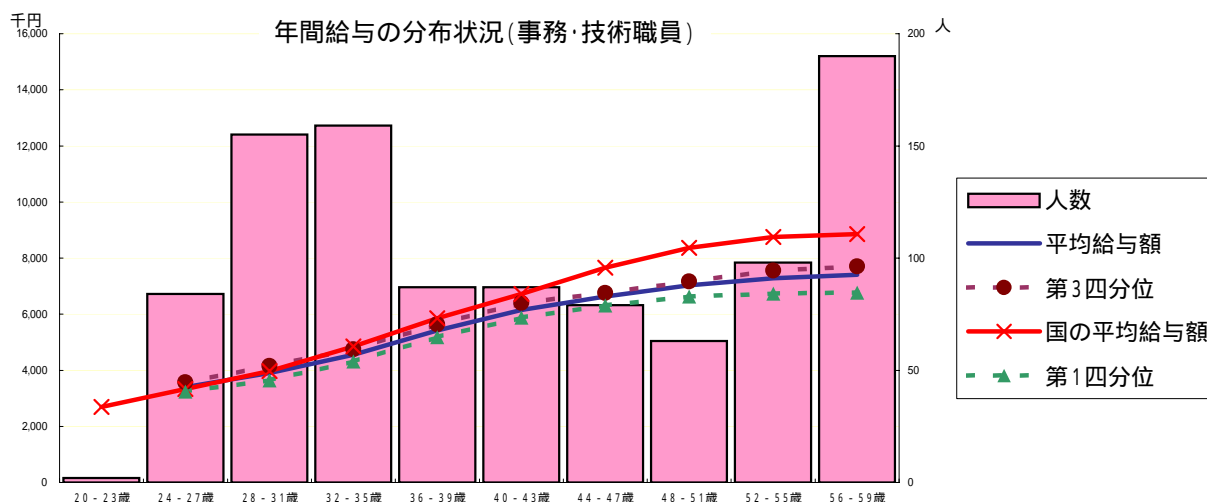
注)10 非常勤職員の「その他」とは、招へい外国人教師及び外部資金により雇用された、一定の職責を有する事務職員をいう。

注)11 非常勤職員の「その他教育職種(研究員)」とは、主に外部資金等により雇用している研究員をいう。

注)12 非常勤職員の「医療職種(病院看護師)」、「その他医療職種(看護師)」及び「その他」については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注)13 常勤職員のうち「医療職種(病院医師)」、在外職員、任期付職員、再任用職員のうち「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」については該当者がいないため記載を省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))(再任用職員を除く。以下、まで同じ。)



注)1 の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。  
 注)2 一の年齢階層の在職人員数が4人以下の場合、平均のみを表示している。  
 注)3 事務・技術職員における年齢20～23歳の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。  
 注)4 「第1分位」とは年齢別の年間給与額を小さい順に並べたときの小さい方から25%目の額、「第3分位」とは小さい方から75%目の額をいう。

## (事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
部長	11	56.7	9,373	10,184	11,546
課長	44	55.7	8,170	8,605	9,063
課長補佐	90	54.8	7,188	7,427	7,653
係長	356	49.0	6,253	6,563	7,038
主任	162	41.0	5,051	5,440	5,962
係員	341	30.1	3,574	3,927	4,326

注)1 「課長」には、課長相当職である「室長」、「事務長」を含む。

注)2 「課長補佐」には、課長補佐相当職である「室長補佐」、「事務長補佐」、「専門員」を含む。

注)3 「係長」には、係長相当職である「専門職員」を含む。

## (教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	687	54.5	10,717	11,347	11,903
助教授	615	44.9	8,466	8,897	9,416
講師	110	45.6	7,751	8,342	9,080
助手	579	40.6	6,351	6,817	7,357
教務職員	8	41.4	5,035	5,551	5,653

## (医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
副看護部長	5	53.9	7,702	8,003	8,360
看護師長	32	49.9	6,727	7,129	7,374
副看護師長	104	44.1	5,794	6,225	6,778
看護師	426	32.6	3,935	4,604	5,079
准看護師	4	57.0		5,804	

注) 准看護師については該当者4人のため、平均給与額のみを記載している。

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任係員	係長主任	課長補佐係長	課長課長補佐
人員(割合)	1,004	112 (11.2%)	264 (26.3%)	419 (41.7%)	126 (12.5%)	54 (5.4%)
年齢(最高～最低)		31～23	42～27	59～33	59～44	59～33
所定内給与年額(最高～最低)		2,974～2,007	3,838～2,504	6,103～3,270	5,961～4,674	6,503～5,002
年間給与額(最高～最低)		3,928～2,741	5,134～3,428	7,823～4,493	8,222～6,523	8,757～6,793

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長課長	部長	部長	事務局長	事務局長
人員(割合)		24 (2.4%)	4 (0.4%)	1 (0.1%)	0 (%)	0 (%)
年齢(最高～最低)		59～44	57～49	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		8,150～6,155	8,772～7,335	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		10,803～8,487	11,884～10,079	～	～	～

注) 8級の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢以下の項目については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授
人員(割合)	1,999	8 (0.4%)	579 (29.0%)	110 (5.5%)	615 (30.8%)	687 (34.4%)
年齢(最高～最低)		57～32	62～26	62～30	62～29	64～39
所定内給与年額(最高～最低)		4,725～3,556	6,106～3,356	6,979～4,399	7,601～4,152	10,724～6,031
年間給与額(最高～最低)		6,569～4,909	8,316～4,479	9,485～6,184	10,460～5,708	15,097～8,564

## (医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長 看護師	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	571人	4人 (0.7%)	426人 (74.6%)	106人 (18.6%)	30人 (5.3%)	5人 (0.9%)	0人 (%)	0人 (%)
年齢(最高 ~最低)		59~53歳	59~23歳	58~30歳	59~41歳	57~51歳	~歳	~歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		4,569~4,046千円	5,270~2,357千円	5,403~3,266千円	5,584~4,573千円	6,111~5,428千円	~千円	~千円
年間給与 額(最高 ~最低)		6,170~5,583千円	7,139~3,226千円	7,477~4,471千円	7,795~6,474千円	8,442~7,661千円	~千円	~千円

## 賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

## (事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.1	% 67.1	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.9	% 32.9	% 33.8
	最高~最低	% 49.5~31.6	% 39.4~29.6	% 44.5~30.6
	一律支給分(期末相当)	% 66.3	% 68.5	% 67.5
一般職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.7	% 31.5	% 32.5
	最高~最低	% 37.8~30.3	% 36.5~27.0	% 36.3~29.4

## (教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.5	% 66.2	% 64.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.5	% 33.8	% 35.1
	最高~最低	% 46.7~32.1	% 43.5~30.2	% 45.0~31.1
	一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.2	% 68.5
査定支給分(勤勉相当) (平均)		% 33.8	% 31.5	% 32.6
最高~最低		% 42.9~27.6	% 39.9~25.7	% 41.3~28.9

## (医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 66.3	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 33.7	% 34.7
	最高~最低	% 37.2~33.3	% 34.9~31.3	% 35.8~32.3
	一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.8	% 68.0
査定支給分(勤勉相当) (平均)		% 34.2	% 32.0	% 33.0
最高~最低		% 37.8~30.4	% 35.6~29.1	% 36.3~29.9



職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

88.8

対他の国立大学法人等

101.0

(教育職員(大学教員))

对国家公務員(平成15年度の教育職(一))

102.2

対他の国立大学法人等

100.8

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三))

99.3

対他の国立大学法人等

101.8

注)1 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注)2 教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

## 総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増 減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減	
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 34,970,511	千円 34,894,929	千円 75,582	(0.2%)	千円 75,582	(0.2%)
退職手当支給額 (B)	千円 3,683,293	千円 3,669,203	千円 14,090	(0.4%)	千円 14,090	(0.4%)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 7,198,880	千円 6,695,985	千円 502,895	(7.5%)	千円 502,895	(7.5%)
福利厚生費 (D)	千円 5,058,045	千円 4,904,800	千円 153,245	(3.1%)	千円 153,245	(3.1%)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 50,910,729	千円 50,164,917	千円 745,812	(1.5%)	千円 745,812	(1.5%)

注)1 区分に関してガイドラインの改定が行われたため、平成16年度について、昨年度公表した数値とは異なる。

注)2 「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

### 総人件費について参考となる事項

- ・「給与、報酬等支給総額」が0.2%増となっているが、これは、役員について16年度は2名の役員が年度途中の7月から常勤となったため、役員の支給総額が低かったことや、欠員中の教員の充足率が、17年度においてより高くなったことが、主な原因である。
- ・「最広義人件費」が1.5%増となっているが、これは、外部資金等の活用や人員削減の代替措置としての非常勤職員の雇用増による非常勤職員の給与の増額、厚生年金保険料及び雇用保険の事業主負担率の引き上げによる法定福利費の増額が主な原因である。
- ・中期目標において、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行うことを示している。
- ・上記の取組として、平成17年度の人件費予算相当額について、平成21年度までに概ね4%の削減を図ることを、中期計画において設定している。
- ・総人件費改革の基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」は、34,970,511千円、「人件費予算相当額」は35,984,036千円である。

### 法人が必要と認める事項

特になし